

刑の一部の執行猶予の取消事由等に関する資料

第1 刑の一部の執行猶予の取消事由について

1 初入者に対する刑の一部の執行猶予の取消事由

(1) 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。

ア 刑の一部の執行猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

イ 刑の一部の執行猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

ウ 刑の一部の執行猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について刑法第25条の規定による執行猶予の言渡しがなかったことが発覚したとき。ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者が、同条第1項第2号に掲げる者であるときは、この限りでない。

(2) 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。

ア 刑の一部の執行猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

イ 参考試案第1の2により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

(3) (1)及び(2)により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。

2 薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予の取消事由

薬物使用者に対する刑の一部の執行猶予の取消事由については、1(1)ウを除き、1と同様のものとする。

第2 刑法第25条による刑の執行猶予の取消事由について

刑法第25条による刑の執行猶予の言渡しについては、同法第26条各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合においても、その言渡しを取り消さなければならないものとする。

- 1 猶予の期間内に更に罪を犯して刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたとき。
- 2 猶予の言渡し前に犯した他の罪について刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたとき。
- 3 猶予の言渡し前に他の罪について刑の一部の執行猶予を言い渡されたことが発覚したとき。ただし、猶予の言渡しを受けた者が同法第25条第1項第2号に掲げる者であるときは、この限りでない。

第3 刑の一部の執行猶予の猶予期間の起算日について

- 1 刑の一部の執行猶予の期間は、その刑のうち執行が猶予されていない期間の刑の執行を終わった日から起算するものとする。
- 2 1に規定する期間の刑の執行を終わったときに他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、刑の一部の執行猶予の期間は、1にかかわらず、その執行すべき懲役又は禁錮の執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から起算するものとする。